

# 節税レポート



平成 18年 6月号

発行日 2006.6.1

## 今月のテーマ 減価償却費他

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

### 1 特別償却とは

普通償却のほかに別枠の減価償却(特別償却)を認める制度です。

例 情報基盤強化税制

- ① 300万円のデータベース管理ソフトを取得し、事業年度始めより使用
- ② 耐用年数 5年
- ③ 償却率 定額法 0.200

普通償却額	300万円	×	0.200	=	60	万円
特別償却額	300万円	×	0.500	=	150	万円
償却費合計額					210	万円

初年度において取得価額の70%を償却できる。

発行 岡崎駿志税理士事務所  
住所 〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203  
TEL 03(5287)6818  
FAX 03(5287)6819  
Eメール okaza-oz@s2.webjapan.ne.jp  
URL [www.kaikei-home.com/okazaki-office](http://www.kaikei-home.com/okazaki-office)

## 2 節税のポイント

### 1) 取得価額に算入しないことが出来る費用は損金処理する

固定資産の取得費には、代金その他、引取運賃、運送保険料らの購入代価その他、事業の用に供するために直接要した費用が含まれる。ただし、次の費用は取得価額に算入しないことが出来るので損金処理する。

- ① 次の租税公課
  - a. 不動産取得税
  - b. 自動車取得税
  - c. 登録免許税
- ② 割賦により購入した固定資産  
利息及び代金回収費用
- ③ 建設計画の変更により不要となったたてもの建設のための調査、測量、設系、基礎工事費用
- ④ 固定資産取得契約を解除して他の固定資産を取得することとした場合に支出する違約金

### 2) 堅ろう建物等は一円まで償却する

有形減価償却資産の償却可能限度額は取得価額の95%までです。

しかし、鉄筋コンクリート造等の建物、構築物又は装置等は税務署長の認定を受け、残存価額一円まで償却できる。



### 3) 有姿除却をする。

実際に廃棄していないが、次のものはその処分(売却)見積額をのぞいて、損金処理を認める。

$$\text{簿価} - \text{処分見積額} = \text{除却損}$$

- ① 使用を廃止し、今後通常の方法で事業の用に供する可能性が無い固定資産 ↓
- ② 金型等で、その製品の生産中止したたね、将来しようされる可能性がほとんどないもの

### 4) 事業基盤強化税制を利用する

平成19年3月31日までに取得し、事業の用に供した事業基盤設備は取得価額の30%まで特別償却できる。

#### ① 対象法人

青色申告法人で資本金3,000万円以下の法人等具体的に定められている。

#### ② 対象資産

- a. 機械装置 一台 280万円以上
  - b. 器具備品 一台 120万円以上
- 対象法人との組合せで、対象資産が決まる。

#### ③ リース物件も特別償却の対象になります。

#### ④ 当期償却限度額 = 普通償却限度額 + 特別償却限度額

$$\text{特別償却限度額} = \text{取得価額} \times 30/100$$

#### ⑤ 増加償却にかえ税額控除を選択できます。